

特定非営利活動法人  
CAPセンター・JAPAN

第12回定時総会議案書



目 次

		ページ
第1号議案	(1) 2012年度特定非営利活動に係る事業報告	・・・ 2
	(2) 2012年度特定非営利活動に係る会計報告	
	・貸借対照表	・・・ 4
	・活動計算書	
	・財務諸表の注記	
第2号議案	(1) 2013年度特定非営利活動に係る事業計画(案)	・・・ 9
	(2) 2013年度特定非営利活動に係る活動予算(案)	・・・ 13
第3号議案	定款の変更について	・・・ 15

2013年5月

**第1号議案**

**(1) 2012年度特定非営利活動に係る事業報告**

※事業分類

第1事業 CAPプログラムを提供する各種人材の養成講座と研修学習事業

第2事業 子どもへの暴力防止全般の学習・啓発事業

第3事業 CAPに関する情報提供および相談事業

第4事業 CAPに関する広報事業および出版事業

第5事業 CAP実践に関する調査およびプログラムの効果調査

第6事業 子どもの権利擁護と暴力防止に関わる個人および団体との連携のための事業

詳細は参考資料「2012年度事業報告書」をご覧ください。

事業	内 容	実施日	場 所	人 数
第1事業	CAP スペシャリスト養成講座（実践編）	6月1-3日 6月15-17日 6月22-24日 7月16-18日 2013年2月9-11日	神奈川県 和歌山県 沖縄県 山口県 東京都	69
	スペシャルニーズプログラム講座	7月21-22日 8月25-26日	埼玉県 兵庫県	24
	CAP 就学前プログラム講座	8月3-5日	兵庫県	12
	資格更新のための必須研修トークタイム	4月1日 4月12日 4月18日 7月7日 7月15日 8月27日 10月7日 11月3日 12月9日 12月17日 2013年1月6日 3月17日	大阪府 大阪府 愛知県 岡山県 島根県 大阪府 兵庫県 兵庫県 広島県 兵庫県 福岡県 福岡県	239
	児童養護施設プログラム研修 （NPO法人全国児童虐待防止ネットワーク助成事業）	5月28日 5月29日 7月29日 2013年2月23日	大阪府 愛知県 神奈川県 東京都	50
	教職員ワークショップ研修 （独立行政法人福祉医療機構助成事業）	7月24日 8月17日 10月23日 12月20日 12月25-26日 2013年2月19日 2月24日 3月20日 3月24日 3月25日 3月29日 3月31日	東京都 山口県 福井県 和歌山県 沖縄県 和歌山県 静岡県 愛知県 広島県 島根県 沖縄県 東京都	148
	出前講座	3月20日	和歌山県	9
第2事業	子どもへの暴力防止のための基礎講座 *山口県実施のみ 独立行政法人福祉医療機構助成事業	4月20-22日 5月11-13日 5月18-20日 1月12-14日	神奈川県 和歌山県 山口県 東京都	74
	専門学校生・大学生・大学院生のための 子どもへの暴力防止のための基礎講座	9月16.22-23日 2013年3月10-12日	兵庫県 東京都	17
	自主上映会「隣る人」	5月26日	兵庫県	85

	援助職研修「あなたが守る子どもの権利 ～アタッチメントからみるしつけと体罰～」	5月27日 2013年2月24日	兵庫県 東京都	133
	子ども虐待防止地域セミナー (独立行政法人福祉医療機構・WAM助成事業)	12月16日 2013年3月20日	福井県 愛知県	72
	全国社会福祉協議会年次報告原稿作成	2013年1月28日	兵庫県	—
第3事業	電話、メール、ホームページによる情報提供および対応	4月～2013年3月	兵庫県	—
	メールマガジン NPO法人CAPセンター・JAPAN通信	毎月末・号外	兵庫県	正会員
	メールマガジン RTC通信	毎月初め・号外	兵庫県	覚書を交わした CAPグループ
第4事業	The★すぺしゃりすと 34・35・36号編集・発行	9月、12月、3月	兵庫県	活動会員
	CAP NEWS 22・23号編集・発行	10月、3月	兵庫県	正会員・賛助会 員・支援者
	ブックレット②発行『社会的養護を支える地域と学校』 (中央共同募金会公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金助成事業)	12月	兵庫県	—
第5	CAPワークショップ実践に関する調査	5～8月	兵庫県	—
第6事業	電話相談員研修講座担当 (ウィメンズセンター大阪 思春期サポートグループ)	4月15日	大阪府	15
	RTC間協力会合参加	5月28日	兵庫県	—
	DV防止研修会講座担当	6月21日	沖縄県	22
	司法面接(RATAC)研修アクター担当	6月25-26日 7月28-29日 8月26-27日 11月4-5日 11月22-23日 2013年2月23-24日	神奈川県 神奈川県 宮崎県 長野県 神奈川県 東京都	—
	Panasonic キャパシティビルディングフォーラムシンポジスト	7月5日	東京都	—
	甲賀市人権センター研修(公開講座)講座担当	7月28日	滋賀県	48
	J-CAPTA 311Project1年報告会	7月28日	福島県	—
	第14回高知県佐川町虐待防止研修会 分科会担当	8月8日	高知県	25
	アジア・太平洋人権情報センター CAP紹介担当	9月3日	大阪府	12
	和歌山県CAPグループ連絡会参加	9月4日	和歌山県	20
	CAPグループ活動スタート支援	8月1,27日、9月19日	和歌山県	—
	西宮市市民交流センター協働事業公開講座	10月6日	兵庫県	20
	ラジオFMわいわい チャイルドサポートバンク提供 「聴いて欲しいの子ども気持ち」収録	10月16日	兵庫県	—
	「オレンジリボン運動」支援 ゴスペルワークショップ 広報協力	10月23日	兵庫県	—
	CAPグループ支援 月刊『クローヨン』2012年12月号原稿確認	10月	兵庫県	—
	アジア・太平洋人権情報センター情報誌寄稿 『国際人権ひろば No.106』(2012年11月発行)	11月	大阪府	—
	第64回全国人権教育研究協議会・パネル展示協力	12月1-2日	岡山県	—
	JaSPCAN(日本子ども虐待防止学会)パネル展示	12月7-8日	高知県	—
	韓国仁川広域教育庁視察受け入れ・活動紹介	2013年1月15日	兵庫県	22
	保育士1日研修講座担当	2013年1月28日	東京都	70
	社会的養護の現場にCCJブックレット②を 無料頒布キャンペーン	2013年2月	兵庫県	—
	児童養護施設等施設養護におけるCAPプログラム実施 (フィリップモリスジャパン社助成事業)	5月～2013年3月	12都府県 42施設	2,020

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	5,818,673		
未収金	7,197		
流動資産合計		5,825,870	
2. 固定資産			
(1) 無形固定資産			
敷金	150,000		
有形固定資産計	150,000		
固定資産合計		150,000	
資産合計			5,975,870
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	688,450		
未払消費税	238,000		
前受金	1,828,231		
会費前受金	311,000		
預り金	61,220		
流動負債合計		3,126,901	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,126,901
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		1,773,510	
当期正味財産増減額		1,075,459	
正味財産合計			2,848,969
負債及び正味財産合計			5,975,870

## 2012年度 特定非営利活動に係る活動計算書

2012年4月1日から2013年3月31日まで

特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
<b>1. 受取会費</b>		
正会員受取会費	1,780,000	
活動会員受取会費	1,554,000	
賛助会員受取会費	44,000	<b>3,378,000</b>
<b>2. 受取寄付金</b>		
受取寄付金	1,015,712	<b>1,015,712</b>
<b>3. 受取助成金等</b>		
受取民間助成金	11,611,969	
受取補助金	0	<b>11,611,969</b>
<b>4. 事業収益</b>		
自主事業収益	9,998,104	<b>9,998,104</b>
<b>5. その他収益</b>		
受取利息	845	
登録料収益	31,500	
更新料	536,500	<b>568,845</b>
<b>経常収益計</b>		<b>26,572,630</b>
<b>II 経常費用</b>		
<b>1. 事業費</b>		
<b>(1) 人件費</b>		
給料手当	4,685,340	
法定福利費	158,668	
<b>人件費計</b>	<b>4,844,008</b>	
<b>(2) その他経費</b>		
講師料	2,008,000	
教材費	99,220	
旅費交通費	3,645,026	
地代家賃	787,200	
リース料	342,720	
水道光熱費	85,262	
通信費	162,113	
発送費	229,729	
事務用消耗品費	588,197	
諸会費	24,000	
印刷費	933,400	
会場費	426,637	
会議費	239,243	
諸謝金	100,000	
委託費	320,905	
グループ支援金	6,460,000	
研修費	70,100	
支払い手数料	4,675	
<b>その他経費計</b>	<b>16,526,427</b>	
<b>事業費計</b>		<b>21,370,435</b>
<b>2. 管理費</b>		

<b>(1) 人件費</b>			
給料手当	1,484,160		
法定福利費	39,667		
福利厚生費	7,792		
<b>人件費計</b>	<b>1,531,619</b>		
<b>(2) その他経費</b>			
旅費交通費	1,494,846		
地代家賃	196,800		
リース料	85,680		
水道光熱費	21,315		
通信費	40,530		
発送費	103,628		
事務用消耗品費	147,049		
印刷費	56,500		
会議費	107,065		
新聞図書費	10,934		
諸謝金	25,000		
委託費	56,250		
租税公課	238,565		
支払手数料	8,905		
雑費	2,050		
<b>その他経費計</b>	<b>2,595,117</b>		
<b>管理費計</b>		<b>4,126,736</b>	
<b>経常費用計</b>			<b>25,497,171</b>
<b>当期正味財産増減額</b>			<b>1,075,459</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>			<b>1,773,510</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>			<b>2,848,969</b>

\* 2012 年度の会計処理に関する注記

- 1) 財務諸表の作成は、NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日、2011 年 11 月 20 日一部改正、NPO 法人会計基準協議会）によっています。
- 2) 「人件費・地代家賃・リース料・水道光熱費・通信費・事務用消耗品費」は、入力時には一括入力をし、決算時に、これらの勘定科目に関して、管理部門に 20% を当て、差額分を事業部門に割り当てています。2012 年度より発送費は案分費目からはずし、事業ごとの実費としています。

## 財務諸表の注記

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2011 年 11 月 20 日一部改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

### 2. 事業費の内訳

事業費の区分は以下の通りです。

科 目	第一事業	第二事業	第三事業	第四事業	第五事業	第六事業	事業費計
<b>(1) 人件費</b>							
給料手当	1,432,150	897,070	46,199	369,587	46,199	1,894,135	4,685,340
法定福利費	49,187	28,560	1,575	12,693	1,600	65,053	158,668
<b>人件費計</b>	<b>1,481,337</b>	<b>925,630</b>	<b>47,774</b>	<b>382,280</b>	<b>47,799</b>	<b>1,959,188</b>	<b>4,844,008</b>
<b>(2) その他経費</b>							
講師料	1,243,500	463,500	0	0	0	301,000	2,008,000
教材費	24,150	3,150	0	71,920	0	0	99,220
旅費交通費	2,553,893	732,670	0	0	0	358,463	3,645,026
地代家賃	244,032	141,696	7,872	62,976	7,872	322,752	787,200
リース料	106,243	61,689	3,427	27,417	3,429	140,515	342,720
水道光熱費	26,431	15,347	852	6,820	852	34,960	85,262
通信費	50,255	29,180	1,620	12,968	1,620	66,470	162,113
発送費	32,615	38,451	0	140,529	0	18,134	229,729
事務用消耗品費	182,345	105,875	5,881	47,055	5,881	241,160	588,197
諸会費	0	0	0	0	0	24,000	24,000
印刷費	2,200	0	0	492,900	0	438,300	933,400
会場費	260,799	162,778	0	0	0	3,060	426,637
会議費	160,910	78,333	0	0	0	0	239,243
諸謝金	0	100,000	0	0	0	0	100,000
委託費	0	0	310,905	0	0	10,000	320,905
グループ支援金	0	0	0	0	0	6,460,000	6,460,000
研修費	0	52,500	0	0	0	17,600	70,100
支払手数料	1,365	1,155	0	735	0	1,420	4,675
<b>その他経費計</b>	<b>4,888,738</b>	<b>1,986,324</b>	<b>330,557</b>	<b>863,320</b>	<b>19,654</b>	<b>8,437,834</b>	<b>16,526,427</b>
<b>事業費計</b>	<b>6,370,075</b>	<b>2,911,954</b>	<b>378,331</b>	<b>1,245,600</b>	<b>67,453</b>	<b>10,397,022</b>	<b>21,370,435</b>

### 3. 受取助成金の内訳

受取助成金の内訳は下記のとおりです。

NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク	600,000 円
フィリップモリスジャパン社	5,000,000 円
独立行政法人 福祉医療機構 (WAM)	4,801,000 円
中央共同募金会公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金	470,000 円
Panasonic NPO サポートファンド	740,969 円

### 4. 助成金収入に対する支出の計上

助成金収入に対する支出は、それぞれの助成金を活用する事業部門に計上しました。

### 5. 共通する費用の按分・配賦

「人件費と、その他の経費のうち、地代家賃・リース料・水道光熱費・通信費・事務用消耗品費」に関しては「共通費用」とし入力時に一括入力されたもののうち、管理費に 20% 充て、残りの 80% 分は各事業部門の収入対比で按分し、各事業の費用として配賦しています。

### 6. 用途が制約された寄付の内訳

オンライン寄付 Give One プロジェクト（公益財団法人パブリックリソース財団）

「児童養護施設の子どもに“あなたは大切”と伝えよう！」

90 人、1 団体から寄付金総額 241,037 円をいただき、翌年度の児童養護施設 CAP プログラム実施事業に使用します。

## 監査報告書

特定非営利活動法人CAPセンター・JAPANの監事として、定款15条4項に基づいて、同法人の2012年度における決算書類および財産の状況について監査を行いました。

監査に当たっては、理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、また4月12日この法人の事務所を訪問、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、特定非営利活動法人 CAPセンター・JAPANの業務および財産に関する不正の行為または定款に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

2013年 4 月 12日

特定非営利活動法人 CAPセンター・JAPAN

2012年度監事： 能島 裕介 (能島)

木本 志磨子 (森本)

(1) 2013 年度特定非営利活動に係る事業計画 (案)

※事業分類

- 第1事業 CAPプログラムを提供する各種人材の養成講座と研修学習事業
- 第2事業 子どもへの暴力防止全般の学習・啓発事業
- 第3事業 CAPに関する広報事業および出版事業
- 第4事業 CAP活動に関する広報事業および出版事業
- 第5事業 CAP実践に関する調査およびプログラムの効果調査
- 第6事業 子どもの権利擁護と暴力防止の関わる個人および団体との連携のための事業

※2013 年度事業方針 (参考資料) との関連については以下のように表記しています

- 1 市民発の子どもへの暴力防止のウェブをつくる環境を整える (表記: 1 市民発)
- 2 子どもの安心・自信・自由をサポートできるおとなを増やす (表記: 2 安心・自信・自由)

事業分類	実施目的	事業方針との関連	実施事業名	事業内容 (予定)
第1事業	子どもの発達段階やニーズに応じたプログラム提供のための人材養成およびプログラム提供活動の継続と質の維持・向上	1 市民発	CAP スペシャリスト養成講座	CAP プログラム提供を行う実践者 (CAP スペシャリスト) の養成を行う 3 日間 24 時間の講座の実施。
		1 市民発	CAP 就学前プログラム講座	幼児期の子どもへの暴力防止プログラム実践活動を行うファシリテーターの養成を行う 3 日間 23 時間の講座の実施。
		1 市民発	スペシャルニーズプログラム (SNP) 講座	知的障がいのある子どもへの暴力防止プログラム実践活動を行うファシリテーターの養成を行う 2 日間の講座の実施。
			障がいのある子どもへの CAP 予習・復習用シートの発行 (第2版)	SNP に参加した子どもが予習・復習用に使用するシートの発行。(第2版)
		2 安心・自信・自由	ベーシックトレーナーの選考・募集	規定に基づき、ベーシックトレーナーの募集を行い、選考のうえ、選任を行う。
	研修学習による CAP プログラム実践活動の質の維持・向上と促進	1 市民発	社会的養護における CAP 研修	社会的養護のもとに暮らす子どもたちの日常生活の安心・自信・自由を保障していく CAP 活動をめざした研修を 2 日間連続講座として実施。
		1 市民発	障がいのある子どもへの CAP 研修	障がいのある子どもへの CAP の取組、特に教職員ワークショップの強化を図ることをめざした研修の実施。
		1 市民発	教職員ワークショップ研修	いじめ特化などの校内研修として教職員ワークショップの取組を強化するためのプログラミングを行う CAP スペシャリスト研修の実施。
		1 市民発	資格更新のための必須研修「トークタイム」 1. ベーシックタイプ (1 回目) 2. 2 回目以降の更新の方は、以下のオプションに「1」を加えた 4 つから選択 オプション I 実習中心	CAP プログラム実践活動の質の維持・向上を図るための資格更新制度に基づく研修の実施。2013 年 4 月末に 1 回目の更新を終えることから、2 回目以降のための選択できる研修内容を設定し、1 回目の資格更新のための必須研修とあわせて、実施。

			<p>オプションⅡ 先生との振り返りを念頭に</p> <p>オプションⅢ 就学前トークタイム</p>	
第2事業	学習活動による子どもへの暴力防止の理解者・支援者の拡大によって子どもの人権が尊重され、子どもへの暴力のない社会構築への環境を整える	2 安心・自信・自由	子どもへの暴力防止のための基礎講座-子どものサポーターになろう！-	地域で子どもへの暴力防止に関心のある人の知識とスキルを高め、子どもへの暴力のない社会を共にめざす人材の育成のための講座を実施。 (一般対象講座、学生対象講座)
		2 安心・自信・自由	幼児期の子どもへの暴力防止のための基礎講座(2日間)	幼児期の子どもへの暴力防止に寄与する多職種・多職域の人材育成を図る講座の実施。
	啓発活動によって子どもの人権が尊重され、子どもへの暴力のない社会構築への環境を整える	2 安心・自信・自由	社会的養護への理解を深めるセミナー	社会的養護、とりわけ児童養護施設に暮らす子どもたちへの理解を深め、地域の支援体制をつくるためのセミナーの開催。社会的養護、
		2 安心・自信・自由	障がいのある子どもへ暴力に関する理解を深めるセミナー	障がいのある子どもへの暴力に関する理解を深め、障がいのある子どもの暴力にあいやすさを減らすためのセミナーの実施。
		2 安心・自信・自由	子どもへの暴力防止のためにおとなにできることを考える地域セミナー	いじめ・体罰等を一過性のトピックにせず、子どもの人権が尊重され、子どもへの暴力のないコミュニティをつくるためのセミナーの実施。
第3事業	情報提供によるCAP活動の普及・促進	1 市民発	電話、FAXおよびメールによる照会および対応の実施	外部からの照会や問い合わせ、取材等への対応の実施。
	情報提供による子どもへの暴力防止活動の促進	1 市民発	情報収集と共有化	<p>① 地域で活動するCAPグループの情報やCAP活動の取組に関する情報収集と発信の実施。 (CAP活動のポータルサイトの役割)</p> <p>② メールマガジンによる法人正会員、RTC登録グループとの情報共有の実施。</p> <p>③ 繋がり続けるためのメール等による情報発信。(不定期)</p> <p>④ ホームページの内容の刷新</p> <p>⑤ Facebook・ITツールを使った広報・情報拡散</p>
	CAPプログラム実践活動の質の維持・向上	1 市民発	CAPプログラム提供に関する相談などの技術的支援等の窓口	CAPプログラム実践者、実践グループからの相談などの窓口として対応を行う。
第4事業	出版による啓発	1 市民発	CCJブックレット子どもたちと明日をつくろう！ ③の発行	体罰をテーマに2013年2月に行った西澤哲さん(当法人理事・山梨教育大学教授)の講演会のブックレット化によって、体罰を使わない子どもとの関わり方についての啓発を行う。
	広報による子どもへの暴力防止活動の促進(社会発信力の強化による子どもの育	1 市民発	<p>1. CAPセンター・JAPANリーフレット発行</p> <p>2. 障がいのある子どもへのリーフレットの発行</p> <p>3. 社会的養護におけるCAPリーフレットの発行</p>	各種リーフレットの作成によって、子どもの発達段階やニーズに応じたプログラムとしての役割を明確にし、広報を強化。それによって、地域活動活性化を促進する。

	ちを支援するための意識化・環境づくり)		4. 就学前プログラム・小学生プログラムリーフレットの発行	
		1 市民発	児童虐待防止法を子どもの視点からの言葉で発信	子どもの人権を守るための法律である『児童虐待防止法』を、子どもの視点に立ち、わかりやすい言葉で表現することで、社会が子どもたちを守ろうとする姿勢、さらに子ども自身にできることがあることをアピールし、子どもの自らの人生への参画を促進する。
		1 市民発	通信の発行	① 会報誌「CAP NEWS」24・25号の発行。 ②活動会員情報誌「The★すぺしやりすと」37・38・39号の発行。
		2 市民発	寄付サイト Give One (ギブワン)	寄付サイトにプロジェクトをおき、広く活動の広報を行うことで、市民の子どもへの暴力防止活動への参画を促進する。
第5事業	調査・集計・分析による社会発信と活動の促進	1 市民発	1. 2012年度CAPプログラム実践報告集計 2. 教職員ワークショップの継続実施モデル地域での統一アンケート集計 3. 社会的養護におけるCAPプログラム実践報告集計	子どもが持たされている暴力にあいやすさ(子どもの暴力に対する脆弱さ)を減らすために、子どもを取り巻くおとなへの働きかけを強化することを目的として実践報告、アンケートの集計と分析を行い、公開する。
第6事業	連携による子どもの権利擁護と子どもへの暴力防止活動の促進・強化	1 市民発	1. 反体罰NPO・研究者連絡会への参加	他団体との連携の促進・強化を図り、地域発の子どもへの暴力防止のウエーブを起こすための基盤、環境づくりを行う。
		2 安心・自信・自由	2. 日本子ども虐待防止学会への登録 3. J-CAPTA との協働 4. その他子どもの人権に関連する団体との協働	
			CAPグループとの協働・支援	
			児童養護施設におけるCAPプログラム提供	フィリップモリスジャパン社からの助成金および寄付サイト Give One によるプロジェクトへの寄付を活用して、地域グループとの連携により、児童養護施設等施設養護の現場におけるCAPプログラム提供を行う。

＜第1・第2・第6事業における 講座・研修等の事業予定＞

日程	事業分類	内容
4月	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（5日 東京都）
	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（14日 大阪府）
5月	第2事業	子どもへの暴力防止のための基礎講座（10日-12日 鳥取県）
	第1事業	社会的養護におけるCAP研修（18日-19日 山口県）
	第6事業	語ろう！見つけよう！社会を変えるCAP活動のカタチ（5月25日 兵庫県）
	第2事業	子どもへの暴力防止のための基礎講座（5月31日-2日 滋賀県）
6月	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（16日 鹿児島県）
	第1事業	教職員ワークショップ研修（いじめ特化）（22日 愛知県）
	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（23日 兵庫県）
	第1事業	ベーシックトレーナーの募集・選考
7月	第6事業	反体罰NPO・研究者研究会 緊急集会（7日 大阪府）
	第2事業	子どもへの暴力防止のための基礎講座（13日-15日 広島県）
	第1事業	社会的養護におけるCAP研修（28日-29日 兵庫県）
8月	第1事業	CAPスペシャリスト養成講座（2日-4日 広島県）
	第1事業	教職員ワークショップ研修（いじめ特化）（6日 兵庫県）
	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（19日 東京都）
	第1事業	教職員ワークショップ研修（いじめ特化）（20日 東京都）
	第1事業	スペシャルニーズプログラム講座（24日-25日 沖縄県）
9月	第2事業	学生対象子どもへの暴力防止のための基礎講座（14日-16日 関西地区）
	第2事業	子どもへの暴力防止のための基礎講座（19日-20日、27日 岡山県）
	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（2回目 就学前）（22日 東京都）
	第1事業	就学前おとなワークショップ研修（23日 東京都）
10月	第1事業	CAPスペシャリスト養成講座（3日-4日、11日 岡山県）
	第1事業	教職員ワークショップ研修（いじめ特化）（13日 九州地区）
	第1事業	CAP就学前プログラム講座（25日-27日 大阪府）
11月	第6事業	子どもへの暴力防止沖縄大会（3日 沖縄県）
	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（4日 沖縄県）
	第2事業	子どもへの暴力防止のための基礎講座（22日-24日 関西地区）
12月	第1事業	CAPスペシャリスト養成講座（6日-8日 関西地区）
2014年1月	第2事業	子どもへの暴力防止のための基礎講座（17日-19日 東京都）
2月	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（2回目 実習）（8日 東京都）
	第2事業	学生対象子どもへの暴力防止のための基礎講座（9日-11日 東京都）
	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（28日 大阪府）
3月	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（2回目 振り返り）（1日 東京都）
	第1事業	資格更新のための必須研修トークタイム（1回目）（2日 東京都）
	第1事業	CAPスペシャリスト養成講座（20日-22日 東京都）
時期未定	第2事業	幼児期の子どものための子どもへの暴力防止のための基礎講座（9月or1月 2日間）
	第2事業	社会的養護への理解を深めるセミナー（2か所 9月・3月を予定）
	第2事業	障がいのある子どもへの暴力に関する理解を深めるセミナー（広島を予定）
	第2事業	子どもへの暴力防止のためにおとなにできることを考える地域セミナー（未定）
	第6事業	地域グループランチミーティング（随時・各地）
	第6事業	地域グループとの連携による児童養護施設におけるCAPプログラム提供

## (2) 2013年度特定非営利活動に係る活動予算(案)

2013年4月1日から2014年3月31日

特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	1,800,000	
活動会員受取会費	1,560,000	
賛助会員受取会費	60,000	3,420,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,200,000	1,200,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	8,750,000	8,750,000
4. 事業収益		
自主事業収益	12,010,000	12,010,000
5. その他収益		
登録料	25,000	
更新料	500,000	525,000
経常収益計		25,905,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	4,800,000	
法定福利費	160,000	
人件費計	4,960,000	
(2) その他経費		
講師料	1,600,000	
教材費	100,000	
旅費交通費	3,500,000	
地代家賃	787,200	
リース料	342,720	
水道光熱費	80,000	
通信費	160,000	
発送費	200,000	
事務用消耗品費	200,000	
諸会費	25,000	
印刷費	890,000	
会場費	700,000	
会議費	100,000	
諸謝金	100,000	
委託費	250,000	
グループ支援金	8,250,000	
研修費	20,000	
支払い手数料	10,000	
その他経費計	17,314,920	
事業費計		22,274,920
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	1,200,000	

法定福利費	40,000		
福利厚生費	10,000		
<b>人件費計</b>	<b>1,250,000</b>		
<b>(2)その他経費</b>			
旅費交通費	1,500,000		
地代家賃	196,800		
リース料	85,680		
水道光熱費	20,000		
通信費	35,000		
発送費	55,000		
事務用消耗品費	40,000		
会議費	50,000		
新聞図書費	5,000		
委託費	50,000		
租税公課	240,000		
渉外費	5,000		
その他経費	10,000		
<b>その他経費計</b>	<b>2,292,480</b>		
<b>管理費計</b>		<b>3,542,480</b>	
<b>経常費用計</b>			<b>25,817,400</b>
当期正味財産増減額			87,600
前期繰越正味財産額			2,848,969
次期繰越正味財産額			2,936,569

## 定款の変更について

平成24年4月1日施行の改正特定非営利活動促進法により、当法人定款の変更が必要です。

- ・文言を「収支」から「活動」に変更
- ・文言を「収入」から「収益」に変更
- ・【軽微な事項】の削除

変 更 前	変 更 後
<p>第23条                      (4) 事業計画及び収支予算の決定                      (5) 事業報告及び収支決算の承認</p>	<p>第23条                      (4) 事業計画及び活動予算の決定                      (5) 事業報告及び活動決算の承認</p>
<p>第32条                      (4) 事業計画及び収支予算の変更に関する事項</p>	<p>第32条                      (4) 事業計画及び活動予算の変更に関する事項</p>
<p>第39条                      (4) 財産から生じる収入                      (5) 事業に伴う収入                      (6) その他の収入</p>	<p>第39条                      (4) 財産から生じる収益                      (5) 事業に伴う収益                      (6) その他の収益</p>
<p>第42条                      この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>第42条                      この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>第46条                      この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>第46条                      この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>第49条                      この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>第49条                      この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p>